

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	身体障害者手帳の交付	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	秋元 正江	<b>内線</b>	2690
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成 24年度	根拠			
<b>終期設定</b>	有 無 年度	法令等			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分		計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成23年5月31日現在数：7,310人（18歳未満含） 肢体不自由：3,770人、内部障がい：2,412人、聴覚・言語機能障がい：582人、視覚障がい：546人				
<b>内容</b>	<p>【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている）          肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級）          聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）          音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級）          心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）          ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級） 肝臓機能障がい（1～4級）</p> <p>【手帳取得目的】          手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。JR線・連絡路線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】          交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。          障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。          東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。          障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）</p>				
<b>経過</b>	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加				
<b>必要性</b>	身体障害者福祉法に基づく事務				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	4,360	
	減価償却費						1,453	
	【事務分担量】（%）	75	65	75	65	45	50	
	合計（+ +）	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	5,813	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	5,813	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	交付件数	701	798	790	805	798	852	104
	年度末手帳所持者数	6,197	6,587	6,883	7,244	7,615	7,261	7,310

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	交付件数(再交付者含む)	805	798	852	104	-	23年度は5月31日現在
	手帳所持者数	7,244	7,615	7,261	7,310	-	23年度は5月31日現在 21年度は死亡・転出者(354人)を含む
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題) 指標分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内の医師が身体障害者手帳の意見書の記載ができる指定医が増えると、区民が利用しやすくなる。</li> <li>・ 近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。</li> <li>・ 65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占め、介護保険制度との連携が更に必要となっている。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施      22      区                      未実施      0      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内の医師に対し、指定医の認定申請を依頼する	区民が身近な医療機関を利用することができ、申請がしやすくなる
障害福祉サービスと介護保険制度によるサービスが併用している利用者が多くなっているため、連絡会等を開催する	障害福祉サービスと介護保険制度の充実を図る

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 (要 旨) 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	田辺 優	内線	2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	42 年度	根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。				
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成23年5月31日現在：955人（18歳未満含） 1度：45人 2度：223人 3度：247人 4度：440人				
内容	<p>【手帳区分】 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） 北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>				
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる				
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	4,360		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）	25	50	40	50	40	50		
合計（+ +）	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	5,813	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	5,813	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	交付件数	77	84	81	78	81	32	4
	年度末手帳所持者数	817	812	868	904	957	952	955

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	交付件数	78	81	32	4	-	23年度は5月31日現在
	手帳所持者数	904	938	952	955	-	23年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要旨）問状	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大竹 佑実	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4	
終期設定	有 無	年度	法令等	5条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。				
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。 平成23年5月末日現在の手帳所持者数：1,146人（うち、1級：126人 2級：611人 3級：409人） 参考：自立支援医療制度利用者2,327人				
内容	<p>【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。</p> <p>【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 東京都へ申請書類を送付 東京都は審査後、手帳を発行し、区へ送付する 処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する</p>				
経過	平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付 平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）				
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置なし。				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	3,384		
減価償却費						2,905		
【事務分担量】（%）	50	135	70	20	210	100		
合計（+ +）	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	6,289	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	6,289	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	716	824	778	914	1,016	1,139	1,146

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	手帳所持者数(3月31日現在)	914	1,016	1,139	1,146	-	23年度は23年5月末日現在
	所持者数の割合 %	39	45	50	49	-	精神保健福祉手帳の所持者数 / 自立支援医療利用者数
	-	-	-	-	-	-	

(問題点・課題)	<p>自立支援医療単独受給者で、精神保健福祉手帳の申請をしていない人に対し、手帳を交付された場合に受けられるサービスを説明し、手帳取得の促進を図る。</p>
他区の実況	( 実施      22      区                      未実施                      区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援医療申請時に手帳のPR。	制度を活用して、社会参加の機会を増やす。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

(要旨)	<p>議会質問状況</p>
------	---------------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自立支援医療(精神通院)制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)					
事務事業の種類	新規事業 ( 23年度 22年度 )		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠法令等	障害者自立支援法52条、53条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<p>自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。</p> <p>小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。</p>				
対象者等	<p>1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者</p> <p>2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)</p>				
内容	<p>自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定(負担上限月額0円～20,000円)。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医費助成の適用で個人負担はなし。</p> <p>1 申請から承認の流れ 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。</p> <p>2 申請者は、申請書に記載した医療機関・薬局等に通う。</p> <p>3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。</p>				
経過	<p>平成12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。</p> <p>平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く)</p> <p>平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。</p> <p>平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。</p> <p>平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。</p>				
必要性	<p>精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。</p>				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成22年度都交付金 158件 37,523円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額(23年度は見込み)	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	1,901	4,183	2,927	2,240	3,871	5,958		
減価償却費						4,968		
【事務分担量】(%)	51	135	75	30	135	171		
合計(+ +)	1,901	4,183	2,927	2,240	3,871	10,926	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)				32	36	38	30	
その他(特定財源)								
一般財源	1,901	4,183	2,927	2,208	3,835	10,888	-30	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	自立支援医療申請受理件数	3,140	2,496	2,626	2,797	3,155	3,217	549
	自立支援医療受給者数	2,535	669	1,987	2,349	2,240	2,238	2,327

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	受理件数	2,797	3,155	3,217	3,300	-	新規・再開・更新・変更届の受理件数（23年度は見込）
	受給者数	2,349	2,240	2,238	2,300	-	年度末現在（23年度は見込）
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>・申請に伴い税証明の添付が必要なため、手数料の負担がある。特に国民健康保険加入者においては、同一保険証の家族全員の税証明の手数料が発生して負担となっている。</p>
他区の実況	（ 実施      22      区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、収入申告書を活用し、税証明手数料免除を検討。	申請者の経済負担の緩和。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	中嶋 幸洋	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成23年3月末日現在 認定者数 1,859名（65歳以上 789名）				
内容	<p>国指定：57疾病、都指定：24疾病 合計：81疾病</p> <p>〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）0円～G（所得税額70,001円以上）23,100円 重症者の場合、負担軽減あり</p> <p>〔申請手続き〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請受付 申請書類等を受理し、東京都へ進達する。区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。</li> <li>申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。</li> <li>関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</li> </ol>				
経過	<p>昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。</p> <p>平成10年 5月 自己負担を導入。</p> <p>平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。</p> <p>平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人）</p> <p>平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。</p> <p>平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定。</p> <p>平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。</p> <p>平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。</p> <p>平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。</p> <p>平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度）</p> <p>平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度）</p> <p>平成20年 6月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成受付終了。（東京都の制度）</p> <p>平成21年10月 国11疾病追加（都4疾病を包含）</p>				
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>經由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。</p> <p>平成 22年度都交付金 1件 236 円 × 2,785 件 = 657,260 円</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	7,757	7,757	6,405	6,417	2,037	5,424		
減価償却費						2,992		
【事務分担量】（%）	90	90	95	90	60	103		
合計（+ +）	7,757	7,757	6,405	6,417	2,037	8,416	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	299	384	457	458	472	657		
その他（特定財源）								
一般財源	7,458	7,373	5,948	5,959	1,565	7,759	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	難病認定者数	1,432	1,491	1,594	1,603	1,805	1,859	1,950
	申請件数	1,615	1,637	1,621	1,941	2,002	2,088	2,200

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	認定者数	1,603	1,805	1,779	1,950	-	
	申請件数	1,941	2,002	2,018	2,200	-	
	-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	千葉 栄美子	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。				
対象者等	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 <b>【民営バス運賃割引証】</b> 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） <b>【有料道路通行料金割引】</b> 本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者				
内容	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 <b>【民営バス運賃割引証】</b> 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） <b>【有料道路通行料金割引の証明】</b> 発行主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引き。				
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生月末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。				
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	431	854	854	847	245	872		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	5	10	10	10	10	10		
合計（+ +）	431	854	854	847	245	1,163	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）		77	49	125	97	98	100	
その他（特定財源）								
一般財源	431	777	805	722	148	1,065	-100	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
無料乗車券交付件数	1,313	1,696	1,687	1,685	1,834	1,850	1,800	
有料道路割引取扱件数	622	478	608	515	547	433	600	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	無料乗車券交付数	1,685	1,834	1,850	1,800	1,865	
	有料道路割引取扱件数	515	547	433	600	490	
	民営バス運賃割引証交付数	18	30	41	13	35	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	次の ~ の保護者。（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） 知的障がい者 身体障がい者（1～3級） 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が又はと同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）				
内容	<p>1 概要</p> <p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>2 事務の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入希望者は、申込書に障害者手帳の写し（又は医師の診断書）と住民票等を添付し、区に提出。承認されると承認通知書と証書が、区を通じて加入者に送付される。</li> <li>都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに掛金を納付。</li> <li>年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除</li> <li>・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。</li> <li>・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。</li> <li>・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。</li> </ul> <p>扶養年金制度について 平成19年2月末に廃止となった旧制度。既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払われ、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。 【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>				
経過	昭和44年 4月	東京都心身障害者扶養年金制度発足			
	平成18年10月	扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）			
	平成19年 2月末	扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）			
	平成19年 5月	区として説明会を実施			
	平成20年 4月	東京都心身障害者扶養共済制度発足			
必要性	都制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都の経由事務				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	826	1,281	939	1,694	488	174		
減価償却費						58		
【事務分担量】（%）	10	10	11	20	6	2		
合計（+ +）	826	1,281	939	1,694	488	232	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	826	1,281	939	1,694	488	232	0	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
総受給者数（扶養共済）				0	3	6	9	
区加入者数（扶養共済）				6	6	11	16	
区受給者数（扶養共済）				0	0	0	0	
区受給者数（扶養年金）	170	168	162	160	155	147	147	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	区加入者数（扶養共済）	6	6	11	16	-	-
	区受給者数（扶養共済）	0	0	0	0	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成20年度からの制度のため、引き続き事業周知を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
継続して、新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行う	事業が周知される
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自立支援医療（更生医療）支給事業費（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。				
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）				
内容	<p>【主な治療内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術</li> <li>・人工透析</li> <li>・抗HIV療法 等</li> </ul> <p>【医療費給付内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付</li> <li>・入院の場合の食事療養費</li> <li>・移送費、施術費、治療材料費等</li> </ul> <p>【医療費の審査及び支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託</li> </ul> <p>【事務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。</li> <li>・治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。</li> </ul>				
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p>				
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	21,439	22,230	429,249	373,228	431,135	490,133
決算額（23年度は見込み）	20,657	19,524	279,057	373,228	431,134	490,133	669,664	
人件費等	431	854	2,928	1,694	2,036	1,482		
減価償却費						494		
【事務分担当】（%）	5	10	45	20	25	17		
合計（+ +）	21,088	20,378	281,985	374,922	433,170	492,109	669,664	
国（特定財源）	10,328	10,191	140,677	183,201	211,644	236,720	334,832	
都（特定財源）		2,135	70,339	91,600	105,822	118,360	167,416	
その他（特定財源）								
一般財源	10,760	8,052	70,969	100,121	115,704	137,029	167,416	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件数 入院	25	28	96	17	64	216	220
	件数 通院	199	193	1,058	1,495	1,336	1,612	2,156
	利用者数 入院	17	18	24	15	42	55	45
	利用者数 通院	18	25	106	119	160	178	220

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
扶助費	腎臓機能障がい		402,886	腎臓機能障がい	457,865	扶助費	669,664	
	免疫機能障がい		28,067	免疫機能障がい	31,344			
	その他の障がい		181	その他の障がい	924			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	入院件数	17	64	216	220	-	23年度は見込み
	通院件数	1,495	1,336	1,612	2,156	-	23年度は見込み

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障がい者及び免疫機能障がい者数の増加による更生医療費の推移予測が必要である。</li> </ul>
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
腎臓機能障がい者及び免疫機能障がい者数の予測推移から、今後の更生医療費の推移を予測する。	予算作成をより円滑に行うことができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	心身障害者医療助成事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	中嶋 幸洋	<b>内線</b>	2684
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	心身障害者医療助成事業費（01-11-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	49 年度	<b>根拠</b>	心身障害者の医療費の助成に関する条例、同条例施行規則、心身障害者医療費助成要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。				
<b>対象者等</b>	以下の対象要件の全てを満たす者 障がい要件 身体障害者手帳1～3級（3級は内部障がいのみ）、愛の手帳1・2度 所得制限 年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるとに38万円加算。 年齢制限 新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満。但し、65才以前に受給者証を有していた者は65歳以上でも対象となる。 【後期高齢者医療制度との関係】 65歳以上74歳未満は主たる医療保険を後期高齢者医療制度に移行することが可能。 例）65歳以上74歳未満の場合の医療保険				
<b>内容</b>	【医療券発行】 医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで 現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） 入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 助成方法 A．契約医療機関の場合（主に都内医療機関、一部都外を含む） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費概算請求（後に精算） 医療費概算支払（後に精算） 医療費請求 医療費支払 B．契約外医療機関の場合（主に都外医療機関、一部都内を含む） 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費助成額概算請求（後に精算） 医療費助成額概算支払（後に精算） 医療費請求（領収書の添付が必要） 医療費支払（口座振込） 【更新】 所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） 保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） 受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）				
<b>経過</b>	昭和49年 7月	心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下			
	昭和59年 9月	障がい程度に内部障がい3級を追加			
	10月	社会保険被保険者を対象化			
	平成6～14年	健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化			
	平成20年 4月	後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管			
<b>必要性</b>	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務				

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	358	334	390	668	524	329	279
	決算額（23年度は見込み）	236	54	205	494	270	187	279
	人件費等	14,221	13,557	9,271	7,623	4,072	6,453	
	減価償却費						2,150	
	【事務分担量】（％）	165	195	130	90	50	74	
	合計（＋＋）	14,457	13,611	9,476	8,117	4,342	8,790	279
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	14,457	13,611	9,476	8,117	4,342	8,790	279	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	医療費助成対象者数	2,008	1,986	1,951	1,893	1,845	1,871	1,900
	支給件数（延べ数）	1,224	1,373	1,248	1,351	1,412	1,521	1,337
	都外医療機関助成金額（円）	-	12,168,815	11,625,198	9,713,857	11,721,993	10,749,368	11,020,349

予算内・決算	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品	34	消耗品	12	消耗品	16
	印刷製本費	対象者調査はがき等	56	窓あき封筒	12	窓あき封筒	21
	役務費	受給者証等郵送料	180	受給者証等郵送料	147	受給者証等郵送料	225
	委託料			封入委託	16	封入作業委託料	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	医療費助成対象者数	1,893	1,845	1,871	1,900	-	各年度末の受給者証交付人数
	医療費助成支給件数	1,358	1,412	1,521	1,337	-	都外医療機関医療費助成件数
	医療費助成支給人数	451	471	532	443	-	都外医療機関医療費助成人数

（問題点・課題）	重複申請の防止が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
医療助成にかかる申請の厳重なチェック体制の強化	重複申請をなくす
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実														
		担当者名	富岡 一三	内線	2691														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者団体補助（01-12-01）																		
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱															
終期設定	有 無	年度	法令等																
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																	
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																		
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成22年度実績団体（会員数） ・荒川区身体障害者更生会（145名） ・荒川区手をつなぐ親の会（147名） ・荒川区身障児父母の会（55名） ・荒川のぞみの会（51名） ・荒川区聴覚障害者協会（85名） ・荒川区視力障害者福祉協会（75名） ・荒川腎友会（65名） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																		
内容	<b>【補助金算定基準】</b> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ～ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ～ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ～ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ～ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ～ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～21年度各年度10万円）</p>					団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																		
30 ～ 50	60,000円																		
51 ～ 100	120,000円																		
101 ～ 200	150,000円																		
201 ～ 300	180,000円																		
301 ～ 400	210,000円																		
401以上	240,000円																		
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																		
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発的な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）																		

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	970	970	1,070	1,000	1,000	1,000	1,000
	決算額（23年度は見込み）	910	970	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	人件費等	2,048	2,032	329	668	367	419	
	減価償却費						436	
	【事務分担量】（%）	31	31	11	15	15	15	
	合計（+ +）	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,855	1,000
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,855	1,000
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
	会員数			630	611	614	623	623

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	1,000	団体補助	1,000	団体補助	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	補助団体数	8	8	8	8	-	補助基準を満たしている団体数

（問題点・課題分析）	団体の会員数増減への対応
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各団体との密な連絡による事前調整	団体への速やかな対応・及び信頼関係の維持

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議案要旨）	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
--------	--------------------------------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者運動会補助	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	富岡 一三	<b>内線</b>	2691
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	障害者運動会補助（01-12-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	56 年度	<b>根拠</b>	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準		<b>計画区分</b>	計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。				
<b>対象者等</b>	荒川区心身障害児者福祉連合会				
<b>内容</b>	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会                  【実施日】 9月最終日曜日                  【場所】 区立第一中学校校庭又は体育館                  【参加者】 区内障がい者（児）、家族及び関係者 約750名                  【主催】 荒川区心身障害児者福祉連合会                  【後援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>				
<b>経過</b>	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定				
<b>必要性</b>	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。				
<b>実施方法</b>	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	520	520	520	520	520	520	520
	決算額（23年度は見込み）	520	520	520	520	520	520	520
	人件費等	86	205	329	668	489	419	
	減価償却費						436	
	【事務分担量】（%）	1	6	11	15	20	15	
	合計（ + + ）	606	725	849	1,188	1,009	1,375	520
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	606	725	849	1,188	1,009	1,375	520
実績の推移	<b>事項名</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>
	参加人数	600	700	700	750	750	750	750

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	参加人数	700	750	750	750	-	

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	福祉事業事務費（相談員・成年後見事業）	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	鈴木 好美	<b>内線</b>	2684
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	福祉事業事務費（01-14-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	43 年度	<b>根拠法令等</b>	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	【相談員】相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。 【成年後見】判断能力が不十分な人について、区長が後見開始等の申立てを行うことで、後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
<b>対象者等</b>	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名 【成年後見】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人				
<b>内容</b>	<p>【相談員】 区長が選任した相談員に2年間業務を委託する(平成22年4月選任) 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。 研 修：年2回程度、区で行う。</p> <p>【成年後見】 判断能力の不十分な者を保護するため、本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度であり、本人申立てが困難な場合に区長が後見開始の申立てを行う。 法定後見制度.....家庭裁判所が成年後見人等を選任する（程度により3段階に分けられる） 後見（事理弁識能力を欠く状況） 保佐（事理弁識能力が著しく不十分） 補助（事理弁識能力が不十分） 任意後見制度.....本人が契約によって自ら後見人を選任する</p>				
<b>経過</b>	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管 民法改正により成年後見制度開始 平成14年度 成年後見制度実施 平成21年度 成年後見制度事業が福祉推進課から事務移管				
<b>必要性</b>	【相談員】障がい者の持つ要望や悩み等により適切に対応するには、行政だけではなく、障がい者当事者や家族が行う相談が必要である。 【成年後見】身寄りのない知的・精神障がい者が、福祉関係施設との契約等を行う場合には、この制度を利用する他に方法がないため、必須である。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【相談員】委託（経費については都の交付金有り） 【成年後見】直営				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		711	713	686	916	1,071	1,071	835
決算額（23年度は見込み）		685	672	686	810	672	658	835
人件費等		3,448	854	598	2,965	2,687	610	
減価償却費							203	
【事務分担量】（%）		40	10	7	35	33	7	
合計（+ +）		4,133	1,526	1,284	3,775	3,359	1,471	835
国（特定財源）								
都（特定財源）		672	672	672	672	672	672	698
その他（特定財源）					138			121
一般財源		3,461	854	612	2,965	2,687	799	16
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>
	相談件数（身体）	395	404	418	296	396	295	329
	相談件数（知的）	177	313	246	229	298	250	259
	申立件数（知的障がい者）	0	0	0	1	0	0	1
	申立件数（精神障がい者）	0	0	0	0	0	0	1

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費	646	相談員活動費	647	相談員活動費	681
	一般需要費	相談員研修用消耗品	26	相談員研修用消耗品	11	相談員研修用消耗品	33
	役務費	手数料等	129	手数料等	0	手数料等	115
	公課費	印紙代	9	印紙代	0	印紙代	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>相談員の個人情報の取扱に関する知識の強化が必要である。 措置から利用者の契約に基づくサービス提供となったことから、非課税世帯においても成年後見事業による支援が必要となったため、後見報酬助成を検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

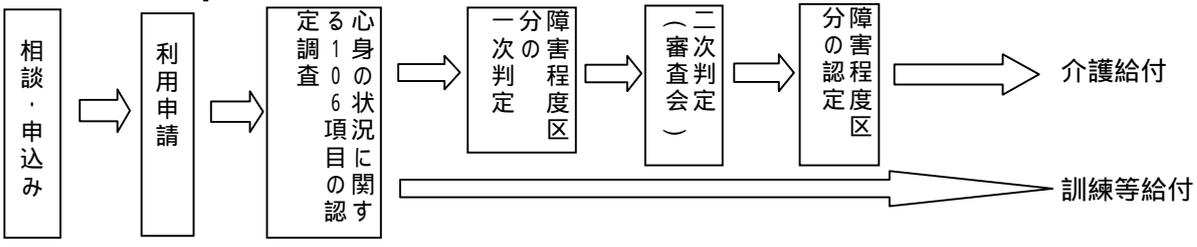
問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個人情報の取扱に関する研修会を行う	相談員の個人情報の取扱に関する知識が向上することにより、相談者のプライバシーが守られ、情報漏えい等の問題が回避される
区长申立てから後見人報酬助成までの一連の制度の整備を検討する	非課税世帯においても後見人の申立てが可能になる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	岡野 勝哉	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害程度区分認定事務費（01-14-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法第4,15,20,21,24条、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。				
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者。				
内容	<p>[障がい認定の流れ]</p> 				
	<p>介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、認定する際のプロセスが異なる。                  障害程度区分.....介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要度が高い)                  [審査会開催回数]                  3合議体、月3回開催                  開催回数...年間36回(予定)                  [審査会委員構成]                  医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名                  福祉施設職員3名、当事者1名</p>				
経過	平成18年4月 法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始				
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

	(単位:千円)						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移							
予算額		29,070	14,719	14,658	16,367	13,724	15,246
決算額(23年度は見込み)		21,890	8,903	11,213	13,201	11,150	15,246
人件費等		7,888	14,518	11,858	10,587	9,156	
減価償却費						3,050	
【事務分担量】(%)		150	170	140	130	105	
合計(+ +)	0	29,778	23,421	23,071	23,788	23,356	15,246
国(特定財源)		4,271	4,871	1,804	3,132	2,378	3,308
都(特定財源)							
その他(特定財源)							
一般財源	0	25,507	18,550	21,267	20,656	20,978	11,938
実績の推移							
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
審査会開催回数		37	22	28	35	31	36
障害程度区分認定件数		250	103	163	290	215	330

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,331	審査会委員・非常勤報酬	8,876	審査会委員・非常勤報酬	11,106
	共済費	社会保険料（非常勤）	931	社会保険料（非常勤）	850	社会保険料（非常勤）	1,014
	報償費	認定審査会委員新任研修	30	認定審査会委員新任研修	0	認定審査会委員新任研修	150
	職員旅費	職員旅費	0	職員旅費	0	職員旅費	96
	特別旅費	調査非常勤旅費	217	調査非常勤旅費	164	調査非常勤旅費	612
	一般需用費	消耗品費	84	消耗品費	92	消耗品費	162
	役務費	意見書作成手数料等	1,608	意見書作成手数料等	1,168	意見書作成手数料等	2,106

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	申請件数	199	346	353	407	453	介護給付及び訓練等給付
	障害程度区分認定件数	175	290	215	330	317	介護給付のみ

（問題点・課題 指標分析）	<p>・障害程度区分の認定期間は3年であるため、平成18年（初年度）、平成21年度、平成24年度と3年周期で認定件数の集中する年度が到来する。また、新規申請数の増加傾向に加え、訓練等給付の更新調査数も今後増加が予想される。</p> <p>・これらの状況に備え、常に迅速、的確な認定調査及び二次判定を行える体制を確保し続けることが課題である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	申請数の増加にも的確な対応ができるよう、同一の認定調査員の雇用を継続する。	認定調査業務に習熟した職員の確保ができ、的確な対応ができる。
	申請数の急増にも対応できるよう、審査会については、継続して3部会により構成する。	申請数の急増に対しても、迅速に適正な審査判定を行える体制の確保ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（議会議要旨）	
---------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	聴覚障害者相談事業費（01-14-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成22年度108件（毎週・火曜日）				
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。</p>				
経過	<p>昭和56年 4月 相談日増 月1回 月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）</p> <p>平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載）</p> <p>平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日 平成21年 4月 手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始</p>				
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	108	108	108	108	336	345	281
	決算額（23年度は見込み）	108	108	108	99	234	306	281
	人件費等	324	205	85	668	774	558	
	減価償却費						581	
	【事務分担当】（%）	11	6	1	15	20	20	
	合計（+ +）	432	313	193	767	1,008	1,445	281
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	432	313	193	767	1,008	1,445	281	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	窓口相談（件数）	34	48	51	49	96	108	100
	専門相談（時間数）					4	18	12

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	手話通訳者謝礼	216	手話通訳者謝礼	225	手話通訳者謝礼
委託料	専門相談	18	専門相談	81	専門相談	60	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	窓口相談（件数）	49	96	108	100	-	23年度は見込み
	専門相談（時間数）	-	4	18	12	-	23年度は見込み
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	精神保健福祉事業費（01-17-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	41 年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法、障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。				
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。				
内容	<p>1 予防と健康の保持増進                      (1) 普及啓発：講演会年2回、ひきこもり家族教室（年8回）精神保健福祉ボランティア講座（委託）、依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及                      (2) 相 談：こころの健康相談（年48回）、思春期・ひきこもり心理相談（年24回）統合失調症家族教室、保健師による訪問指導、来所相談、電話相談（随時）</p> <p>2 医療及び保護                      (1) 医療費助成：自立支援医療、小児精神障がい者入院医療費助成                      (2) 保 護：警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送</p> <p>3 社会復帰と自立と社会参加の促進                      デイケア（委託）、社会適応訓練、精神障害者保健福祉手帳交付、精神障がい者小規模通所授産施設等支援（区内5ヶ所）、精神障がい者グループホーム支援（区内3ヶ所）</p> <p>4 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援、精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p>				
経過	平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管 平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れ				
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	2,993	2,622	2,818	2,559	2,526	2,726	2,461	
決算額（23年度は見込み）	2,751	2,131	1,956	2,217	2,155	2,373	2,461	
人件費等	4,396	3,843	9,821	8,894	9,773	10,028		
減価償却費						3,341		
【事務分担量】（%）	51	45	115	105	120	115		
合計（+ +）	7,147	5,974	11,777	11,111	11,928	15,742	2,461	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）			46	214	205	250	242	
その他（特定財源）								
一般財源	7,147	5,974	11,731	10,897	11,723	15,492	2,219	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	区長同意・解除（人）	34	45	40	59	71	98	100
	警察官24条通報（件）	40	31	30	32	39	37	40
	相談者数（精神科医・臨床心理士）	263	135	131	124	143	164	180
	ホームヘルプ講座参加者実人数	-	20	24	31	61	98	100

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	精神科医師	1,593	精神科医師・臨床心理士	1,819	精神科医師・臨床心理士	1,820
	報償費	講演会講師謝礼	362	講演会講師謝礼	354	講演会講師謝礼	377
	一般需用	用品請求・印刷物購入	51	消耗品・印刷物購入	50	消耗品・印刷物購入	105
	役務費	保険料	8	保険料	9	食糧費	3
	使用料	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	21	保険料	9
	負担金補	家族会補助	120	家族会補助	120	スポーツ交流・講演会会場	27
						家族会補助	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	精神科医師・臨床心理士相談者延べ数	124	143	164	170	180	23年度は見込み
	保健師による相談者延べ数	4,974	6,522	7,281	7,300	8,000	23年度は見込み
	家族教室参加者延べ数	79	104	106	110	130	23年度は見込み

（問題点・課題）	<p>1 精神保健福祉法第24条警察官通報による措置入院や、区長同意等の医療保護入院による精神障がい者の動向を把握し、病院訪問、家庭訪問等により具体的に支援することにより、社会的長期入院と入院の繰り返しを予防する。</p> <p>2 精神障がい者は、家族や周囲の方との人間関係の影響を受けやすくストレスに対して脆弱であり、病状の変化を起こしやすい。そのため、病気の理解や接し方等の学習の場としての家族教室が重要である。</p> <p>3 ひきこもり家族教室は、ひきこもり本人が思春期から概ね35歳の年齢層を対象に早期に対応し、ひきこもりの長期化を防止する。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向把握と支援を実施する。	退院後、安定した地域生活が営める。
家族教室の充実、家族会への支援を強化する。	家族と当事者との安定した関係が築かれ、再発防止につながる。
ひきこもり本人への対応を検討する	社会参加を促す

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	精神障がい者の安定した地域生活継続のために必要な事業である。ひきこもり対策の充実を図る。

議会議案要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 与儀 恵子	課長名 内線	山形 実 2378
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	精神保健福祉連絡協議会 （01-17-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠 法令等	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神ネットワーク会議を定期的に関く。				
対象者等	1 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店会町会連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署が参加する。 2 精神ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。				
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 （1）精神保健福祉活動の推進に関すること （2）関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること （3）精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること （4）自助グループ、協力団体等の育成に関すること （5）その他、協議会会長が必要と認める事項 2 平成22年度協議会のテーマ「日本における自殺の現状及び荒川区における自殺予防事業について」 3 精神ネットワーク会議は、ケース検討等を通じた関係機関の学習・交流・連携の場と位置づける				
経過	平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等） また、薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付ける。また、委員謝礼を廃止した。				
必要性	精神保健福祉に関する幅広い情報提供を相互に行うことで、「顔の見えるネットワーク」を構築し、複雑困難事例の処遇や普及啓発活動等を行うことができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 連協の委員任期 平成20年4月～平成23年3月 年間1回の実施 2 ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関の実務担当者の参加を呼びかけている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		160	173	180	173	173	173	186
決算額（23年度は見込み）		103	123	161	130	94	138	186
人件費等		2,413	2,562	5,124	5,929	6,922	3,104	
減価償却費							1,113	
【事務分担量】（%）		28	30	60	70	85	39	
合計（+ +）		2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	4,355	186
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	4,355	186
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	連絡協議会開催(回)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)	4	4	4	4	4	4	4
	ネット会議参加者数(人)	75	110	114	135	133	130	150
	参加団体数	24	21	20	32	32	42	45

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員・講師謝礼	93	外部委員・講師謝礼	138	外部委員・講師謝礼	173
	特別旅費		1			食糧費	2
						会議室使用料	11

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	ネット会議参加者数（人）	135	133	130	140	150	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>相談事例はアルコール依存とうつ病、知的障がいと統合失調症を併せ持つケース、DV・家庭内暴力や思春期問題等が複雑に絡み合っている。また、精神障がい者諸施設の通所者や入所者も障がい単一ではないため、医療機関、社会復帰施設、就労支援団体、司法関係、介護関係などとの連携が求められている。そこで、区がコーディネーターとなって連携を強めていく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 18 区                      未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
さまざまな問題に対応するネットワーク構成機関メンバーによる報告や問題や課題を提起する	精神保健福祉に係る機関の担当者間の情報交換を行うことで連携を強化し、複雑困難事例に対する対応能力を高めることができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	多様化する事例に対応するため、関係機関のネットワークを充実させる

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	薬物・酒害対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	薬物・酒害対策事業費（01-17-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画、精神保健福祉法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。				
対象者等	相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生保護施設等や小中学校との連携				
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各2名） 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 年間1回/薬物乱用予防教育（年間8校）				
経過	平成 8年 4月 酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施 酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。 平成11年度 東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。 平成13年 2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度 薬物乱用予防教育は健康推進課に移管。 平成20年度 予防教育を障害者福祉課に戻す。東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。				
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	839	839	789	1,174	1,174	1,204	1,208	
決算額（23年度は見込み）	765	835	775	1,024	1,081	1,093	1,208	
人件費等	4,310	4,270	854	847	1,629	3,104		
減価償却費						1,138		
【事務分担量】（%）	50	50	10	10	20	39		
合計（+ +）	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	5,335	1,208	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	5,335	1,208	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	相談者延数（医師等専門相談）	60	61	50	40	47	55	5
	薬物酒害相談開催（回数）	24	24	24	24	23	23	4
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	13	8	8	8	10	6	0

No2

	平成21年度（決算）	平成22年度（決算）	平成23年度（予算）
--	------------	------------	------------

## 事務事業分析シート（平成23年度）

予算・決算の内訳	主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
一般賃金	医師雇上・民間相談員	946	医師雇上・民間相談員	961	医師雇上・民間相談員	1,004
報償費	講演会講師謝礼他	116	講演会講師謝礼他	106	講演会講師謝礼他	166
一般需用費	図書・その他	19	図書・その他	26	図書・その他	32
					講演会場使用料	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	医師等専門相談者延べ人数	40	47	59	65	70	23年度は見込み
	保健師による相談者延べ数	561	671	957	1,000	1,100	23年度は見込み
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	薬物・酒害にとどまらず、ギャンブル・カード依存など様々な依存症に対する講演会等のニーズに応える。
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	薬物乱用予防教育の計画的実施、養護教諭との連携	より多くの児童生徒に薬物乱用防止教育を実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む

況議（要旨）	議会質問状
--------	-------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	自殺予防対策事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	与儀 恵子	<b>内線</b>	2378
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	自殺予防事業費（01-17-04）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	19 年度	<b>根拠法令等</b>	精神保健福祉法 地域保健法 自殺対策基本法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	自殺予防対策として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、自殺を予防するための全庁的な取り組みとする。また、自殺未遂者に対する支援する仕組みを構築するため、調査研究を行う。				
<b>対象者等</b>	一般区民・区職員・関係機関職員				
<b>内容</b>	<p>1. 普及啓発活動 荒川版パンフレット・パネル・カードの作成 ホームページにメンタルヘルスサイトを設置 区民及び関係者向け講演会の開催 関係各課が実施するイベント等で普及啓発活動を実施</p> <p>2. 研修・人材育成 ゲートキーパー(命の門番)研修(年3回) 多分野合同研修・ゲートキーパーフォローアップ研修(年2回)</p> <p>3. 関係機関との連携 実務担当者連絡会(年4回) 自殺予防手引きの活用・イベント等の普及啓発活動・事例検討など 医療連携 自殺未遂者に対して、再企図の予防を目的に、日本医大救命救急センター及び精神科と連携し、自殺予防について専門機関に委託し、自殺未遂者調査研究事業を実施する。</p> <p>4. 相談・支援について 各相談窓口で健康問題・うつ状態・経済問題・失業などにより、自殺の恐れがある場合、適切な相談機関に繋げる。</p>				
<b>経過</b>	平成18年10月	自殺対策基本法成立			
	平成20年度	うつ病家族教室(年2回)			
	平成21年度	管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催			
	平成22年度	全管理職・区議会議員職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 自殺予防実務担当者連絡会を定期的実施			
<b>必要性</b>	尊い命を命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	自殺未遂調査研究事業は専門機関に委託する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額				216	183	208	2,062	6,542
決算額(23年度は見込み)				167	46	80	1,038	6,542
人件費等				427	424	407	10,464	
減価償却費							3,486	
【事務分担量】(%)				5	5	5	120	
合計(+ +)	0	0	594	470	487	14,988	6,542	
国(特定財源)								
都(特定財源)			84	34	0	913	6,540	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	510	436	487	14,075	2	
実績の推移	<b>事項名</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>
	うつ病セミナー参加者数	-	-	-	-	80	0	100
	ゲートキーパー研修会参加数	-	-	-	-	-	153	300
	多分野合同研修参加者数	-	-	-	-	-	-	100
	自殺対策講演会参加者数	-	-	-	-	69	156	200

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	80	講師謝礼	46	講師謝礼	702
	需用費			印刷製本・消耗品	841	印刷製本・消耗品	1,588
	役務費					郵送料	50
	委託料			ストレスチェックシステム	0	未遂者調査研究等委託	3,708
	賃借料			会場使用料	26	会場使用料	194
	備品購入費			キャビネット	125		
	負担金補助					調査研究費	300

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	ゲートキーパー研修会参加者数	-	-	153	300	500	-
	自殺対策講演会	-	69	153	200	200	-
	多分野合同研修	-	-	-	100	100	ゲートキーパー研修受講済者と関係機関職員が対象

（問題点・課題）	<p>1 自殺予防対策は全庁的な取り組みが必要であり、職員課と連携し、職員全員にゲートキーパー研修の受講を働きかける。</p> <p>2 より多くの区民に自殺予防の普及啓発を行うためには、他課及び他団体が実施するイベントに共同開催を働きかける。</p> <p>3 自殺未遂者は再企図する恐れがあるため、関係機関との連携した支援が重要である。</p> <p>4 自殺既遂に至った事例に対応した職員のメンタルケアも必要である。</p>
他区の実施状況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自殺予防実務担当者連絡会及び他課等が実施する関係機関連絡会に情報提供を行う。	全庁的な取り組みとすることにより、自殺のサインに気づき、関係機関に繋げ、支援することにより、自殺者数の減少が期待できる。
自殺予防について、医療機関・警察署・消防署・地域団体との関係機関連絡会を開催する。	自殺予防をテーマに多分野との連携を図ることで、自殺予防と未遂者の再企図防止のネットワークによる支援が可能になる。
自殺未遂者研究調査事業の報告書を基に、関係機関と連携して未遂者の支援に取り組む。	自殺未遂者への支援の方策はまだ確立されていないため、専門機関と共同で支援することにより、より効果的な支援のあり方を研究することができる。
区民版ゲートキーパーとして、民生委員・ボランティア団体などを対象に研修会を実施する。	地域住民の相互支援により、自殺予防の普及啓発としても期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る

（状況）	<p>21年一定 「自死遺族のネットワーク作り及び自殺予防対策の23区での協力体制について」</p> <p>22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」</p> <p>22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」</p>
------	---

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 小林 圭	課長名 内線	山形 実 2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	就労支援センター運営費（01-18-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者就労支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）				
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H22年度（3月末現在） 登録者数 289人（身体 50人、知的 178人、精神 61人） 新規就労実績 43人（身体 7人、知的 26人、精神 10人） 継続就労者数 153人（身体 26人、知的 104人、精神 23人）				
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） H19年度 都補助金が財調参入 H23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置				
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤3名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置 名称「荒川区障害者就労支援センター」、愛称「じょぶあらかわ」				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	16,597	16,821	17,481	19,053	20,402	19,852	19,757	
決算額（23年度は見込み）	16,597	16,821	17,481	19,052	20,402	19,851	19,757	
人件費等	431	1,708	854	847	1,181	1,291		
減価償却費						726		
【事務分担量】（%）	5	20	10	10	25	25		
合計（+ +）	17,028	18,529	18,335	19,899	21,583	21,868	19,757	
国（特定財源）								
都（特定財源）	8,298	7,798					1,929	
その他（特定財源）								
一般財源	8,730	10,731	18,335	19,899	21,583	21,868	17,828	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	登録者数	128	150	184	231	257	289	295
	新規就職者数	33	34	29	27	19	43	43

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	事業費・事務費・管理費	20,402	事業費・事務費・管理費	19,851	事業費・事務費・管理費	19,757

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	登録者数	231	257	289	295	300	
	新規就職者数	27	19	43	43	45	
	就労継続者数	115	124	153	155	160	

（問題点・課題）	<p>現在の「じょぶあらかわ」登録者の中には、比較的長期間登録しているものの、就労に向けた活動を行っていない者もあり、就労への意識付けが必要である。</p> <p>特別支援学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場への定着の支援が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	障がい者が多様な働き方をできるように、障がい者が働ける職場を開拓する	障がい者が個別の状況に応じた働き方を選択できる
	特別支援学校卒業後における障がい者の状況等を把握するため、特別支援学校とじょぶ・あらかわの連携を強化する	就職後における職場定着支援により、継続した就労ができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む

況議（要質問状）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
----------	----------------------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者雇用支援事業費（01-18-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。				
対象者等	障がい者を雇用している法人等 就労を希望する障がい者 区内の特例子会社				
内容	<p>障がい者就労促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就労訓練 清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、事務補助訓練を実施する</li> <li>・ジョブコーチ派遣 区が認めた障がい者を雇用する企業に、最長3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する</li> </ul> <p>障がい者雇用支援補助</p> <p>他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費 店舗・工場用の賃貸等の経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等</li> <li>・補助率 1/2</li> <li>・補助金上限額 障がい者雇用（新規）一人あたり ... 年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり ... 年額100,000円</li> </ul> <p>特例子会社支援</p> <p>クリナップハートフル(株)に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。</p>				
経過	<p>平成18年7月 障がい者雇用支援事業開始</p> <p>平成21年3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設</p> <p>平成22年4月 障がい者就労促進事業開始</p> <p>平成23年7月 事務補助訓練開始</p>				
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入の確保するために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【補助金交付・特例子会社支援】直営</p> <p>【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託</p>				

予 算	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額			3,299	9,430	201,889	2,804	15,841	13,563
決算額（23年度は見込み）			156	8,370	182,804	2,254	10,004	13,563
人件費等			854	2,562	4,235	4,032	3,471	
減価償却費							1,453	
【事務分担量】（%）			10	30	50	60	50	
合計（+ +）		0	1,010	10,932	187,039	6,286	14,928	13,563
国（特定財源）								
都（特定財源）				972	44,130	1,402	5,194	6,714
その他（特定財源）								
一般財源		0	1,010	9,960	142,909	4,884	9,734	6,849
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	手話通訳者派遣			2回	7回	1回	1回	20回
	補助対象事業者			1法人	1法人	1法人	1法人	1法人

20年度の都補助は、旧西日暮里ひろば館4階部分にかかる補助である

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			就労訓練用消耗品	590		
	役務費					インターネット使用料	132
	委託料	手話通訳派遣	4	手話通訳派遣	8	手話通訳派遣	115
				就労促進事業委託	6,076	訓練等委託	6,620
				施設開設式設営等	213	就労促進事業委託	5,196
	備品購入費			就労訓練用備品	1,917		
	負担金補助及び交付金	雇用支援補助	2,250	雇用支援補助	1,200	雇用支援補助	1,500
				負担金			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
	訓練受講者数		7名	11名	13名	15名	23年度は見込み
	補助金算定対象障がい数	21人	22人	12人	12人	12人	22年度から補助対象が2団体から1団体になった。
	特例子会社数	1社	1社	1社	1社	1社	

（問題点・課題）	・ 訓練終了後の障がい者の就労の場を確保していく必要がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
就労訓練の受講者数を増加させる	障がい者が就労に必要なスキルを身につけることができる
障害者就労支援センターと連携し、就労訓練修了者の一般就労を推進する	障がい者が就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できる
特例子会社への支援を継続し、協力関係を築く	障がい者の就労先を確保し、一般就労を促進する

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	作業所等経営ネットワーク支援事業（01-18-05）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。				
対象者等	区内福祉作業所（10カ所） 内訳：知的4カ所・精神5カ所・身体1カ所				
内容	<p><b>【概要】</b> 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p><b>【業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所に仕事を発注する企業等の開拓</li> <li>・自主製品の開発及び販路の拡大</li> <li>・作業所経営ネットワーク支援会議の開催</li> <li>・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握</li> <li>・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布</li> <li>・ホームページ作成・運営</li> </ul>				
経過	平成21年度 事業開始 平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始				
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額					0	5,609	5,193	8,619
決算額（23年度は見込み）					0	5,070	5,113	8,619
人件費等					424	6,071	7,745	
減価償却費							6,827	
【事務分担量】（%）					5	225	235	
合計（ + + ）		0	0	0	424	11,141	19,685	8,619
国（特定財源）								
都（特定財源）						5,070	5,113	8,589
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	424	6,071	14,572	30
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	区内作業所の平均月額工賃	-	-	-	9,750	9,905	10,250	12,600

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤2名	4,404	非常勤2名	4,405	非常勤2名	4,404
	共済費		544		578		583
	旅費	発注企業開拓	123	発注企業開拓	119	発注企業開拓	132
	需用費	消耗品等	0	消耗品等	11		
	役務費	PC関係ソフト	0				
	委託料	PC設定	0			作業所コンサルト委託	3,500
	備品購入費	PC一式	0				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	区内作業所の平均月額工賃	9,750	9,905	10,036	12,600	19,000	23年度は見込み
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・分析）	<p>不況等の影響で、各作業所が受注する作業は減少傾向にある。また、作業所は受注活動を行うノウハウと人手が不足している現状にある。</p> <p>各作業所が、消費者ニーズにあった自主製品を独自に開発、生産することが難しい。</p>
他区の実況	<p>（実施 6 区 未実施 16 区）</p> <p>実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区</p>

問題点・課題の改善策検討									
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">改善により期待する効果</th> </tr> <tr> <td>区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、福祉作業所の仕事を獲得し、各作業所に配分する。</td> <td>作業所の経営効率を向上させることで、利用者が受取る工賃が増える。</td> </tr> <tr> <td>福祉作業所の運営等に精通した経営コンサルタントを導入し、作業所の経営の改善及び売れる商品開発を行う。</td> <td>福祉作業所の利用者の受取る工賃の引上げ、利用者の就労意欲の向上につながる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>		改善により期待する効果	区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、福祉作業所の仕事を獲得し、各作業所に配分する。	作業所の経営効率を向上させることで、利用者が受取る工賃が増える。	福祉作業所の運営等に精通した経営コンサルタントを導入し、作業所の経営の改善及び売れる商品開発を行う。	福祉作業所の利用者の受取る工賃の引上げ、利用者の就労意欲の向上につながる。	-	-
	改善により期待する効果								
区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、福祉作業所の仕事を獲得し、各作業所に配分する。	作業所の経営効率を向上させることで、利用者が受取る工賃が増える。								
福祉作業所の運営等に精通した経営コンサルタントを導入し、作業所の経営の改善及び売れる商品開発を行う。	福祉作業所の利用者の受取る工賃の引上げ、利用者の就労意欲の向上につながる。								
-	-								

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。

況議 （要質 旨問 状）	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	寺澤 望	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費（01-19-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制のネットワークの構築と個別支援をする場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。				
対象者等	すべての区民				
内容	<p>【基本的な考え】 障がい者等、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。</p> <p>【協議会協議事項】 相談機関のあり方、連絡調整 障がい者計画の進捗状況及び評価 事業者、団体、関係機関のネットワーク化 困難事例への対応のあり方の協議、調整 障がい者サービスの基盤整備の検討 就労支援の促進</p> <p>【協議会メンバー】 障がい者団体代表 相談機関職員 就労支援機関 民生委員・児童委員 社会福祉協議会（権利擁護担当者） 特別支援学校教諭 障がいサービス事業者 障がい当事者 医療期間関係者 官公庁</p> <p>【会議】 会議は全大会と支援会議に分け、全体会は年2回程度、支援会議は必要に応じ開催する。（個別の地域生活を支援するための会議とする。）</p>				
経過	平成20年度 障害福祉計画策定委員会で、自立支援協議会について提案する。 平成22年度 地域自立支援協議会設置（検討） 平成23年度 地域自立支援協議会設置（8月予定）				
必要性	障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額				403	403	287	467
	決算額（23年度は見込み）				0	0	0	467
	人件費等				424	1,629	872	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】（%）				5	20	10	
	合計（+ +）	0	0	0	424	1,629	1,163	467
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	424	1,629	1,163	467
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員謝礼	0	委員謝礼	0	委員謝礼	384
	需用費	食料費	0	食料費	0	食料費	5
	委託料	介助者委託	0	介助者委託	0	介助者委託	78

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>自立支援協議会の必要性・役割について、関係各機関の理解を得ながら連携して行っていく。基幹となる相談事業者が区内にはないため、障害者福祉課が当面事務局を担当し、会を運営していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>未実施：渋谷区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
支援会議と全体会をとおして、サービス提供体制及び相談体制のあり方等を検討する	支援会議の開催を通じ、協議会の役割を理解し、その機能を定着させる
区内基幹的相談事業者についての検討を行う	協議会は、本来相談事業者のバックアップ的役割を持つものであり、相談事業者の指定が必要となる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者プラン策定事業		<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
			<b>担当者名</b>	小林 圭	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	障がい者計画策定事業費（01-19-02）					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和	平成	16	<b>根拠法令等</b>	障害者基本法第7条の2第3号	
<b>終期設定</b>	有	無	年度		「市町村の障害者計画策定に関する指針について」 障害者自立支援法第88条	
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準			<b>計画区分</b>	計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]				
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
<b>目的</b>	平成23年度に障害者基本法上の障がい者プラン及び障害者自立支援法上の障害福祉計画を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。					
<b>対象者等</b>	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成23年3月31日現在対象者全数 9,352人 (身体障がい者7261人 知的障がい者952人 精神障がい者1,139人)					
<b>内容</b>	平成19年3月に、荒川区障がい者プランに包括されて策定された第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）について、国の指針に基づき第1期障害福祉計画で定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、平成21年3月に第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定した。平成23年度に障がい者プラン策定委員会を設置し、第3期障がい者プランを策定し、また、障害福祉計画を改定する。					
<b>経過</b>	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定する 平成12年4月1日 障がい者プラン実施 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定する 平成19年4月 障がい者プラン実施 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画を策定 平成23年2月 障がい者プランのための実態調査実施					
<b>必要性</b>	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。					
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	614	1,377	0	1,213	0	4,116
	決算額（23年度は見込み）	0	722	0	743	0	2,715	1,018
	人件費等	862	5,551	0	3,388	407	2,756	
	減価償却費						1,017	
	【事務分担量】（%）	10	65	0	40	5	35	
	合計（ + + ）	862	6,273	0	4,131	407	6,488	1,018
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	862	6,273	0	4,131	407	6,488	1,018
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	障害者実態調査対象者数 （20年度は障がい者 意向調査対象者数）				1,671		9,300	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					策定委員等報酬	821
	旅費					策定委員旅費	7
	食料費					策定委員会賄い	12
	委託料			調査委託	2,715	策定委員身体介護等	156
	使用料					策定委員会会場使用料	22

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	障害者自立支援法に係る国等の動向を注視する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	23年度に第3期障がい者プランの策定を行う

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	榎本 誠一	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	相談事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	年度	根拠	身体障害者福祉法31条2	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへ啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	<p>【相談】</p> <p>一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助する。</p> <p>健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。</p> <p>心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。</p> <p>障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】</p> <p>高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H23.6時点で3サークル）</p> <p>【地域啓発事業】</p> <p>施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p>				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1. 相談は福祉職と看護師で対応する。</p> <p>2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	9,200	9,331	2,359	4,948	5,519	5,553	5,553	
決算額（23年度は見込み）	8,441	9,233	2,301	4,824	5,357	5,425	5,553	
人件費等	11,636	11,102	11,102	11,102	29,028	39,837		
減価償却費						25,419		
【事務分担量】（%）	135	130	130	130	791	875		
合計（+ +）	20,077	20,335	13,403	15,926	34,385	70,681	5,553	
国（特定財源）			4,525	3,212	506	429		
都（特定財源）			2,262	1,612	253	215		
その他（特定財源）								
一般財源	20,077	20,335	6,616	11,102	33,626	70,037	5,553	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	一般相談及び医学相談	246	236	203	220	229	302	330
	各サークル活動実施状況	120	65	65	55	66	38	48
	心理相談	117	111	113	167	197	303	310

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	報酬	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269
	賃金	社会保険料	286	社会保険料	305	社会保険料	311
	一般賃金	臨時職員看護師	589	臨時職員看護師	632	臨時職員看護師	720
	旅費			非常勤職員（旅費）	0	非常勤職員（旅費）	6
	需用費	消耗品	212	消耗品等	217	消耗品等	242
		食料費	1	食料費	2	食料費	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	一般相談及び医学相談	220	229	302	330	350	心理職の増員による受け入れ枠の増加。
	心理相談	167	197	303	310	330	心理職の増員による受け入れ枠の増加。
	各サークル活動回数	56	66	38	48	60	サークルの一つが、活動休止中。

（問題点・課題）	・生活全般にわたる「不安の解消」を図る支援を目指すため、利用者個々の状況にあった関係機関との連携を深める必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	外出の機会を増やすこと、仲間を増やすこと等により、地域生活の充実を図り、再発等による機能低下を予防する。
	利用者にそった関係機関との連絡会を企画していく。	利用者の状況にそったより具体的な支援をすることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障害者自立支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	石垣 恵子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	機能訓練事業費（01-02-20）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	障害者自立支援法第77条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター 型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。</li> <li>・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。</li> </ul>				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く）</li> <li>・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。</li> </ul>				
内容	<p>【地域活動支援センター 型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員5人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週</li> <li>・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週</li> </ul> <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後</li> </ul> <p>【健康増進法に基づく事業】 リハビリ講習会（定員各コース20人）1コース10回 年間3コース実施</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。</p> <p>平成12年 4月 介護保険法制度の実施に伴い、機能訓練利用については介護保険サービスを優先とした。</p> <p>平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 1月 若年中途障がい者対象にグループワークを開始。</p> <p>平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担を3%に軽減）</p> <p>平成18年10月 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする）</p> <p>平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。（補助方式が間接補助に変更）</p> <p>平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p>				
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>機能訓練については、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視覚訓練指導員が対応。                  グループワークについては、社会福祉士・理学療法士・視覚訓練士が対応。                  高次脳機能障がい者グループは作業療法士・理学療法士・社会福祉士が対応。                  リハビリ講習会は作業療法士が対応。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,262	3,266	3,284	6,336	6,357	6,310	14,137	
決算額（23年度は見込み）	3,096	3,078	3,109	5,600	6,082	3,145	14,137	
人件費等	8,188	7,686	7,076	7,076	10,100	16,621		
減価償却費						7,117		
【事務分担量】（%）	95	90	90	90	180	245		
合計（+ +）	11,284	10,764	10,185	12,676	16,182	26,883	14,137	
国（特定財源）	193	193	4,356	2,826	1,008			
都（特定財源）	195	195	2,277	2,775	2,536	2,536	4,576	
その他（特定財源）	333	161		250				
一般財源	10,563	10,215	3,552	6,825	12,638	24,347	9,561	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
利用延べ人数	1,052	1,156	1,462	1,919	1,726	2,130	2,750	
在籍人数	57	73	95	108	94	90	115	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬費	非常勤職員報酬等	2,889	非常勤報酬等	0	非常勤報酬等
報償費	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	620	
旅費	旅費	5	旅費	0	旅費	9	
需用費	消耗品費等	173	消耗品費等	205	消耗品費等	412	
備品購入					オーディオメータ	1,196	
扶助費	送迎用タクシー雇上	2,475	送迎用タクシー雇上	2,400	送迎用タクシー雇上	3,705	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	在籍人数	108	94	90	115	120	
	高次脳機能障がい者在籍数	3	3	8	11	15	

（問題点・課題分析）	高次脳機能障がい者への支援については、支援が始まってまだ間もないためプログラム等が確立されていない。実践を踏まえながら、各地の取り組みを参考にして、より個々のニーズにあった支援をしていく。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高次脳機能障がい者や、中途障がい者への就労支援の充実を図る	社会参加の促進や経済的な安定を促進し、心身共に生活の充実を図れる
家族支援の充実を図る	新たな相談の家族支援の力となる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高次脳機能障がい者に特化したプログラム等の充実を図る

況議 （要 旨） 問 状	21年決特 高次脳機能障がい者に対する支援について 21年四定 高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について
--------------------------	--